

1 業 者 名	沖縄県沖縄市大里二丁目2番12号 有限会社 永山水道工事社 代表取締役 永 山 均
2 指名停止の期間	令和7年8月28日 から 令和7年9月10日 まで 2週間
3 指名停止の理由	工事の施工中において、作業員1名の負傷者を生じたため。 (「沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領」別表第1第2項第3号に該当。)
4 指名停止の対象範囲	沖縄市の発注する工事等のすべて(下請けを含む。)

別表第1(第2条関係) 契約相手としての適格性及び事故に基づく措置基準	
措置要件	指名停止期間
<u>2 市工事の施工を原因として、施工中・施工後を問わず、死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</u> (1) 3名以上の死亡者を生じさせたとき。 (2) 死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき。 <u>(3) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき(軽微なものを除く。)</u>	2 当該認定をした日から (1) 4か月以上6か月以内 (2) 2か月以上3か月以内 <u>(3) 2週間以上1か月以内</u>

1 業 者 名	沖縄県沖縄市嘉間良二丁目6番24号 2階 仲松建設 事業主 仲 松 敏 治
2 指名停止の期間	令和7年8月28日 から 令和7年9月10日 まで 2週間
3 指名停止の理由	工事の施工中において、作業員1名の負傷者を生じたため。 (「沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領」別表第1第2項第3号に該当。)
4 指名停止の対象範囲	沖縄市の発注する工事等のすべて(下請けを含む。)

別表第1(第2条関係)

契約相手としての適格性及び事故に基づく措置基準

措置要件	指名停止期間
<u>2 市工事の施工を原因として、施工中・施工後を問わず、死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</u> (1) 3名以上の死亡者を生じさせたとき。 (2) 死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき。 <u>(3) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき(軽微なものを除く。)</u>	2 当該認定をした日から (1) 4か月以上6か月以内 (2) 2か月以上3か月以内 <u>(3) 2週間以上1か月以内</u>